

## 取締役会の書面決議の実例

制度調査部  
堀内勇世

### 【要約】

会社法では、いわゆる「取締役会の書面決議」が導入された。

この制度の採用にはまず最初に定款変更が必要なので、今年の株主総会で定款変更した会社が多く存在するといわれている。

しかし、定款変更していても、実際に利用されているのかどうかよくわからなかった。

最近、上場会社で利用されたことが明らかになった事例が存在するので、紹介する。

## 1. 取締役会の書面決議とは

会社法では、会議を実際には開催しなくても、取締役会決議があるとする制度が認められている。

これが、いわゆる「取締役会の書面決議」である（会社法 370 条）。「取締役会決議の省略」などと呼ばれることもある<sup>(注1)</sup>。

（注1）例えば、相澤哲（法務省大臣官房参事官）他「新会社法の解説（8）『株主総会以外の機関〔上〕』」（旬刊商事法務 No.1744（2005.10.5）87～104 ページ、特に 103 ページ）参照。

この「取締役会の書面決議」とは、以下の要件をみたした場合、現に会議を開催しなくても、取締役会決議があったものとみなされる制度である<sup>(注2)</sup>。

### 定款の定め

取締役が取締役会決議の目的事項について行った提案について、当該議決に参加できる全取締役が書面又は電磁的方法により同意すること

業務監査権限を有する監査役が設置されている場合にあっては、各監査役が、取締役会決議の目的事項について特に異議を述べないこと<sup>(注3)</sup>

（注2）なお以下のレポート参照。

- ・「取締役会議事録と取締役会の書面決議」（横山淳、2006.2.21 作成）
- ・「取締役会の書面決議と定款変更」（堀内勇世、2006.2.21 作成）

（注3）業務監査権限のある監査役に限られることについては、相澤哲（法務省大臣官房参事官）・葉玉匡美（法務省民事局付検事）・郡谷大輔（前法務省民事局付）編著「論

点解説「新・会社法」(2006年、商事法務)の368ページや、相澤哲(法務省大臣官房参事官)他「新会社法の解説(8)『株主総会以外の機関〔上〕』」(旬刊商事法務No.1744(2005.10.5)87~104ページ、特に103ページ)参照。また、389条参照。

## 2 . 取締役会の書面決議の実例

取締役会の書面決議は、会社内部のことなので、外部からは実際に利用されているのかわからない。

しかしながら、偶然ではあるが、取締役会の書面決議が上場会社において実際に利用されたことを示すものが見つかったので、紹介する。

それは、以下の2つである。

アポロ・インベストメント (8206)	自己株式に関する平成18年(2006年)10月2日の適時開示書類 (プレス・リリース)
日特エンジニアリング (6145)	自己株式に関する平成18年(2006年)10月13日の適時開示書類 (プレス・リリース)

ここでは、該当箇所を引用する。

### <アポロ・インベストメントの場合>

当社は、平成18年10月2日付で取締役会の全員の同意により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを書面決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### <日特エンジニアリングの場合>

当社は、会社法第370条の規定に基づき、取締役会を開催することなく、書面による提案を行い、平成18年10月13日までに全取締役より「同意書」を回収し、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本提案に関し、監査役からの異議もございませんでした。